



国土交通省は、体育館やホールなど多くの人が集まる施設の天井の落下事故防止の指針を見直す方向で検討を始めた。東日本大震災で落下が相次いだため。構造計算で量が決まる壁や柱と異なり、天井には法令上の明確な基準がなく、指針を見直して対策を強化する。

　今回の震災では、東京都千代田区の九段会館で大ホールの天井が落ち、女性２人が死亡。栃木県では研究施設で男性が死亡し、中学校体育館で天井の石膏（せっこう）ボードが落ちて生徒２０人がけがをした。横浜市のボウリング場や川崎市のホール、茨城空港でも天井が落ちた。

　天井について建築基準法施行令は「風圧並びに地震その他の震動及び衝撃で脱落しないようにしなければならない」と定める。これを補強する指針は２００１年の芸予地震後につくられた。

　想定するのは「つり天井」。天井が周りの壁などに接触し、揺れてぶつかるなどして壊れることがある。そこで、天井と壁に隙間を設け、天井をつるボルト同士を「振れ止め」で補強するなどの指針を決めた。０３年の十勝沖地震では、天井の高さに差がある施設で落下事例があり、段差がある天井同士の間に隙間を設けることを指針に加えた。

　０５年８月の宮城県沖の地震でも天井の落下があり、国交省は大規模施設を対象に定期的に調査。昨年８～９月には約１万９千棟を調べ、２割が指針と比べて問題があった。

　指針以前の建物を改修するにはコストがかかり、民間の建物では対策が進んでいない。一方で、今回の震災では新しい建物でも天井の落下が確認されており、国交省建築指導課は「被害を受けた施設が従来の指針を守っていたかを確かめ、今の指針でいいのか多角的に考えたい」と話す。

　近く、有識者らの検討会を設置する。学校施設の被害も大きいため文部科学省も参加し、夏にも緊急対策をまとめる。